



## 目次

---

- 1 鎌倉市障害者支援協議会を取り巻く状況
  - 障害児者の状況について
  - 鎌倉市の障害福祉サービスの状況について
- 2 障害者支援協議会(自立支援協議会)の状況
- 3 障害者支援協議会活動を通じて取り組んでいること

【別紙】2022年度鎌倉市基幹相談支援センター相談支援統計

## 1 鎌倉市障害者支援協議会を取り巻く状況

- 障害児者の状況について
  - ・鎌倉市の障害者数について
  - ・鎌倉市の障害児支援の状況について
  - ・鎌倉市の障害者就労の状況について
- 鎌倉市の福祉サービスの状況について

3

### 鎌倉市の障害者数について

#### ○鎌倉市の障害者数：7,433人

\* 障害者数 = 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者数

\* 令和4年(2022年) 4月1日現在

\* 精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、神奈川県統計値のため令和4年(2022年) 3月31日現在

#### ○障害者の鎌倉市総人口に占める比率：約4.3%

\* 令和4年(2022年) 4月1日現在の鎌倉市総人口：172,669人

4

## 鎌倉市の障害者数について

- ・障害者手帳所持者数全体の推移は、平成30年度(2018年度)と比べ2.7%の増加。
- ・このうち特に精神障害者保健福祉手帳所持者数が、26.9%と大きな増加率となっています。
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者数が総人口に占める構成比率も、平成30年度(2018年度)の0.77%から、令和4年度(2022年度)は0.97%に増えるなど、年々上昇しています。

5

## 鎌倉市の障害者数について

2-1-1 障害者手帳所持者数の推移

	総人口	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	合計
平成30年度 (2018年度)	172,194人	4,924人 (2.86%)	996人 (0.58%)	1,321人 (0.77%)	7,241人 (4.21%)
令和元年度 (2019年度)	172,321人	4,935人 (2.86%)	1,028人 (0.60%)	1,397人 (0.81%)	7,360人 (4.27%)
令和2年度 (2020年度)	172,493人	4,869人 (2.82%)	1,060人 (0.61%)	1,494人 (0.86%)	7,423人 (4.30%)
令和3年度 (2021年度)	172,932人	4,740人 (2.74%)	1,082人 (0.63%)	1,571人 (0.91%)	7,393人 (4.28%)
令和4年度 (2022年度)	172,669人	4,657人 (2.70%)	1,100人 (0.64%)	1,676人 (0.97%)	7,433人 (4.30%)
上記年度期間の 増減率	0.3%	▲5.4%	10.4%	26.9%	2.7%

(資料)障害福祉課

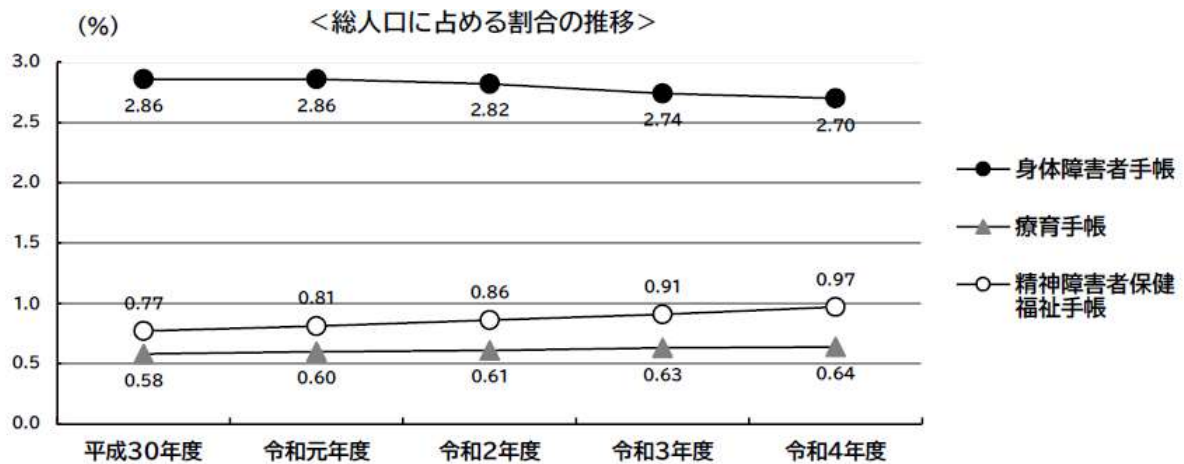
各年度4月1日現在

※( )内の数値は、総人口に対する割合

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、各前年度3月31日現在

6

## 鎌倉市の障害者数について



7

## 鎌倉市の障害者数について

### ■身体障害者の状況

#### ◆障害等級別の身体障害者手帳所持者数の推移について

- ・令和4年(2022年)4月1日の鎌倉市の身体障害者手帳所持者数は、4,657人。
- ・障害等級別の身体障害者手帳所持者数は、1級、2級の重度障害者が51.6%と過半数を占めています。

8

## 鎌倉市の障害者数について

2-2-1 障害等級別の身体障害者手帳所持者数の推移

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
平成30年度 (2018年度) (構成比率)	1,858人 (37.7%)	733人 (14.9%)	685人 (13.9%)	1,127人 (22.9%)	215人 (4.4%)	306人 (6.2%)	4,924人 (100.0%)
令和元年度 (2019年度) (構成比率)	1,849人 (37.5%)	736人 (14.9%)	683人 (13.9%)	1,131人 (22.9%)	219人 (4.4%)	317人 (6.4%)	4,935人 (100.0%)
令和2年度 (2020年度) (構成比率)	1,803人 (37.0%)	715人 (14.7%)	695人 (14.3%)	1,126人 (23.1%)	210人 (4.3%)	320人 (6.6%)	4,869人 (100.0%)
令和3年度 (2021年度) (構成比率)	1,772人 (37.4%)	687人 (14.5%)	662人 (13.9%)	1,105人 (23.3%)	207人 (4.4%)	307人 (6.5%)	4,740人 (100.0%)
令和4年度 (2022年度) (構成比率)	1,738人 (37.3%)	667人 (14.3%)	669人 (14.4%)	1,072人 (23.0%)	208人 (4.5%)	303人 (6.5%)	4,657人 (100.0%)
前年度比	98.1%	97.1%	101.1%	97.0%	100.5%	98.7%	98.2%
上記年度期間 の増減率	▲6.5%	▲9.0%	▲2.3%	▲4.9%	▲3.3%	▲1.0%	▲5.4%

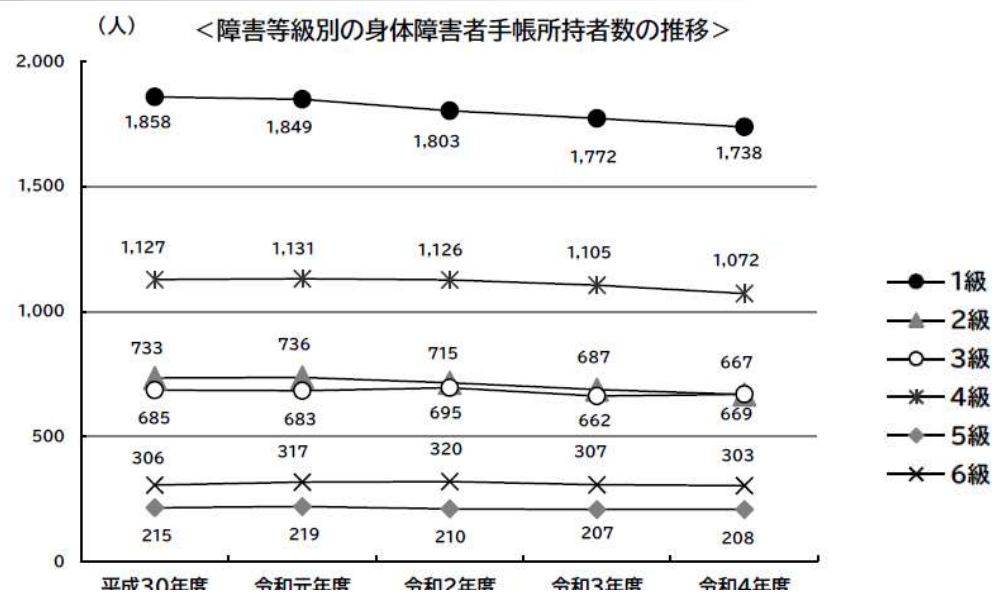
(資料)障害福祉課

※ 1級(重度)⇔ 6級(軽度)

各年度4月1日現在

9

## 鎌倉市の障害者数について



10

## 鎌倉市の障害者数について

### ■知的障害者の状況

- ・令和4年(2022年)4月1日の鎌倉市の療育手帳所持者数は、1,100人。
- ・障害程度別の療育手帳所持者数は、最重度(A1)が21.0%、重度(A2)が20.8%、中度(B1)が23.0%、軽度(B2)が35.2%となっています。
- ・平成30年度(2018年度)からの4年間の増減率は、全体で10.4%の増加となっています。

11

## 鎌倉市の障害者数について

2-3-1 障害程度別の療育手帳所持者数の推移

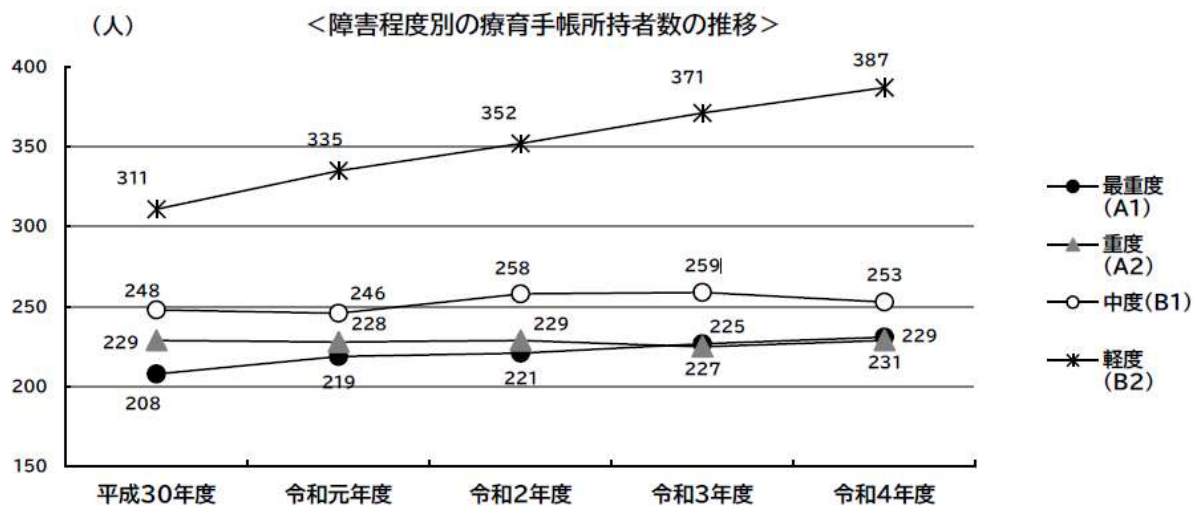
	最重度(A1) IQ20以下	重度(A2) IQ21~35	中度(B1) IQ36~50	軽度(B2) IQ51以上	合計
平成30年度 (2018年度) (構成比率)	208人 (20.9%)	229人 (23.0%)	248人 (24.9%)	311人 (31.2%)	996人 (100.0%)
令和元年度 (2019年度) (構成比率)	219人 (21.3%)	228人 (22.2%)	246人 (23.9%)	335人 (32.6%)	1,028人 (100.0%)
令和2年度 (2020年度) (構成比率)	221人 (20.9%)	229人 (21.6%)	258人 (24.3%)	352人 (33.2%)	1,060人 (100.0%)
令和3年度 (2021年度) (構成比率)	227人 (21.0%)	225人 (20.8%)	259人 (23.9%)	371人 (34.3%)	1,082人 (100.0%)
令和4年度 (2022年度) (構成比率)	231人 (21.0%)	229人 (20.8%)	253人 (23.0%)	387人 (35.2%)	1,100人 (100.0%)
前年度比	101.8%	101.8%	97.7%	104.3%	101.7%
上記年度期間の 増減率	11.1%	0.0%	2.0%	24.4%	10.4%

(資料)障害福祉課

各年度4月1日現在

12

## 鎌倉市の障害者数について



13

## 鎌倉市の障害者数について

### ■精神障害者の状況

- ・令和4年(2022年)3月31日の鎌倉市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、1,676人。
- ・障害等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、2級が最も多く、67.2%となっています。
- ・平成29年度(2017年度)からの4年間の増減率は、全体で26.9%の増加となっています。その中でも2級が264人で30.6%、3級が115人で46.4%、増えています。

14

## 鎌倉市の障害者数について

2-4-1 障害等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

	1級	2級	3級	合計
平成29年度 (2017年度) (構成比率)	210人 (15.9%)	863人 (65.3%)	248人 (18.8%)	1,321人 (100.0%)
平成30年度 (2018年度) (構成比率)	195人 (14.0%)	917人 (65.6%)	285人 (20.4%)	1,397人 (100.0%)
令和元年度 (2019年度) (構成比率)	184人 (12.3%)	997人 (66.7%)	313人 (21.0%)	1,494人 (100.0%)
令和2年度 (2020年度) (構成比率)	186人 (11.8%)	1,057人 (67.3%)	328人 (20.9%)	1,571人 (100.0%)
令和3年度 (2021年度) (構成比率)	186人 (11.1%)	1,127人 (67.2%)	363人 (21.7%)	1,676人 (100.0%)
前年度比	100.0%	106.6%	110.7%	106.7%
上記年度期間の 増減率	▲11.4%	30.6%	46.4%	26.9%

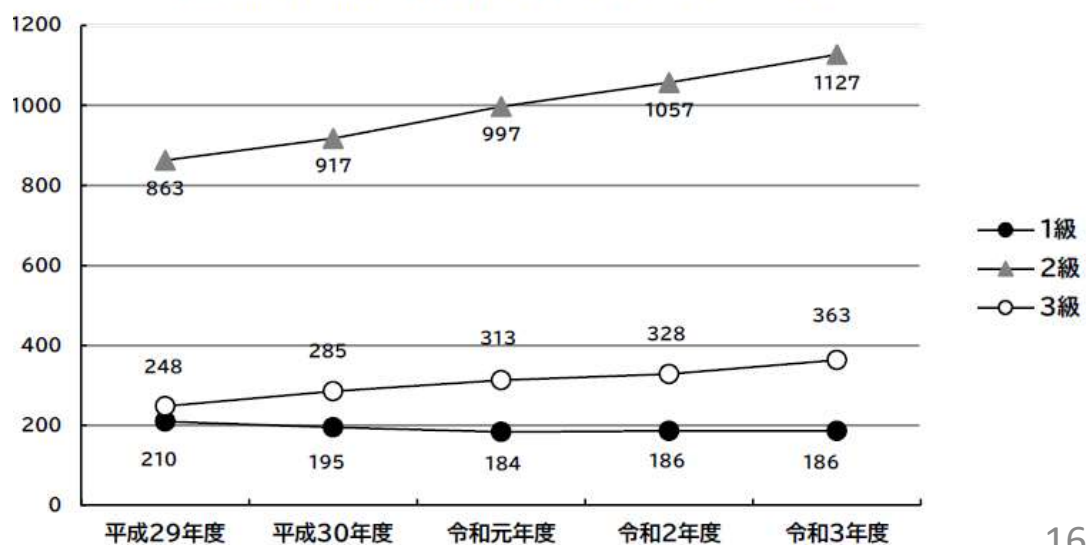
(資料)神奈川県精神保健福祉センター

各年度3月31日現在

15

## 鎌倉市の障害者数について

(人) <障害等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移>



16



## 鎌倉市の障害児支援の状況について

### ■障害児支援の状況

- ・鎌倉市では、障害のある子どもへの支援のため昭和52年(1977年)に「障害児福祉センターあおぞら園」(現:児童発達支援センターあおぞら園)が開設されました。
- ・昭和58年(1983年)には療育相談担当が設置され、乳幼児健診後のフォローグループや巡回相談事業などを行ってきています。平成21年度(2009年度)には、早期発見、早期支援の体制整備として、発達支援室が設置されました。

17

## 鎌倉市の障害児支援の状況について

### 2-5-1 療育、言語、リハビリ相談・巡回相談の受付件数

	新規相談受付件数			巡回相談					
	発達	言語	リハビリ	巡回回数			相談件数		
				発達	言語	リハビリ	発達	言語	リハビリ
令和元年度 (2019年度)	229件	124件	69件	66回	52回	28回	206件	122件	75件
令和2年度 (2020年度)	186件	128件	47件	35回	36回	10回	79件	67件	29件
令和3年度 (2021年度)	161件	111件	62件	62回	49回	19回	190件	103件	50件

(資料)発達支援室

18

## 鎌倉市の障害児支援の状況について

### ■障害児支援の状況(続き)

- 平成20年度(2008年度)からは、発達障害等の早期発見、適切な支援のため、実施対象園において5歳児すこやか相談事業が開始され、平成25年度(2013年度)からは鎌倉市在住のすべての5歳児(年中年齢児)が対象になっています。

#### 2-5-2 5歳児すこやか相談事業の実施状況

	対象児童数	支援が必要な児童数	支援が必要な児童の割合
令和元年度 (2019年度)	1,157人	149人	12.8%
令和2年度 (2020年度)	1,169人	117人	10.0%
令和3年度 (2021年度)	1,198人	125人	10.4%

(資料)発達支援室

19

## 鎌倉市の障害児支援の状況について

### ■障害児支援の状況(続き)

- 令和3年度(2021年度)からは、児童発達支援センターあおぞら園の運営が指定管理となりました。

#### 2-5-5 幼稚園・保育園等への障害児の通園状況

	私立幼稚園		市立保育園		民間保育所		合計	
	児童数	施設数	児童数	施設数	児童数	施設数	児童数	施設数
令和元年度 (2019年度)	47人	15箇所	33人	5箇所	48人	11箇所	128人	36箇所
令和2年度 (2020年度)	45人	10箇所	27人	5箇所	36人	16箇所	108人	31箇所
令和3年度 (2021年度)	34人	9箇所	48人	5箇所	47人	18箇所	129人	32箇所

(資料)発達支援室、保育課

※幼稚園児童数は、鎌倉市特別支援保育運営費補助金の交付決定人数  
 保育園児童数は、障害児保育推進特別対策事業費補助金対象児童数等  
 民間保育所施設数は、認可民間保育所と認定こども園数

20

## 鎌倉市の障害児支援の状況について

### ■特別支援教育の状況

- ・令和3年(2021年)5月1日現在、鎌倉市立の小中学校のうち、小学校12校、中学校9校に特別支援学級が設置されており、小学校125人、中学校56人の児童生徒が在籍しています。



21

## 鎌倉市の障害児支援の状況について

2-6-1 小学校の特別支援学級児童数及び学級数

	令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
知的障害	45人	12学級	42人	12学級	41人	13学級
自閉症・情緒障害	63人	15学級	63人	12学級	75人	15学級
肢体不自由	5人	1学級	5人	1学級	6人	1学級
弱視	0人	0学級	0人	0学級	0人	0学級
病弱・身体虚弱	3人	1学級	1人	1学級	1人	1学級
難聴	2人	1学級	2人	1学級	2人	1学級
合計	118人	30学級	113人	27学級	125人	31学級

(資料)教育指導課

※ 市立小学校全16校中

令和3年(2021年)5月1日現在

22

## 鎌倉市の障害児支援の状況について

### 2-6-1 中学校の特別支援学級生徒数及び学級数

	令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
知的障害	22人	8学級	21人	8学級	23人	9学級
自閉症・情緒障害	32人	9学級	39人	9学級	31人	9学級
肢体不自由	3人	1学級	2人	1学級	1人	1学級
病弱・身体虚弱	—	—	1人	1学級	1人	1学級
合計	57人	18学級	63人	19学級	56人	20学級

(資料)教育指導課  
※ 市立中学校全9校中

令和3年(2021年)5月1日現在

23

## 鎌倉市の障害者就労の状況について

### ■鎌倉市独自の取組について

鎌倉市独自の取組として、市内在住および市内在勤の障害者二千人の就労を目指す「鎌倉市障害者二千人雇用事業」があります。平成30年(2018年)4月に市役所内に「ワークステーションかまくら」が設けられ、同年6月には「鎌倉市障害者二千人雇用センター」の委託事業が開始しました。

注:「鎌倉市障害者二千人雇用事業」における「就労者数」の定義

- ・鎌倉市内の事業所において就労している障害者
- ・鎌倉市外の事業所において就労している鎌倉市民の障害者

※ 就労の形態、雇用契約の有無は問わない。(下記統計欄外注のとおり、生活介護および地域活動支援センターの利用者も「就労」に含まれている)

24

## 鎌倉市の障害者就労の状況について

### 1 鎌倉市障害者二千人雇用就労者数の推移

	一般就労者数	福祉的就労者数	合計
事業開始時	—	—	1,411人
令和2年度 (2020年度)	749人	874人	1,623人
令和3年度 (2021年度)	883人	927人	1,810人

令和4年(2022年)3月31日現在

※福祉的就労者数には、生活介護と地域活動支援センター分 277人を含む。

25

## 鎌倉市の障害福祉サービスの状況について

### ■福祉サービス事業所の状況

- ・暮らしの場としてはグループホームが増えていますが、入居条件があり対象者は限られているため、8050ケースや緊急時の対応への解決策にはなり切れていない状況があります。
- ・成人の通所支援事業(デイサービス)は、支援困難ケース(行動障害の強い方等)や、ドアツードアの送迎サービスの希望者が増加しています。  
同じ時間帯の送迎依頼が多い一方、対応できる事業者、ヘルパーは減少傾向で、通所支援の希望に応じきれっていません(ゴールデンタイムの対応不可)。

26

## 鎌倉市内の福祉施設・事業所数一覧

2022年9月現在

種別		事業所数	備考
相談支援	一般相談	3	
	計画相談	17	児童福祉法分を含む 2021年4月比:4増
	地域移行支援・地域定着支援	3	2021年4月比:1減
在宅支援	居宅介護	32	2021年4月比:1減
	行動援護	3	
	同行援護	8	2021年4月比:1減
就労支援	就労移行支援	4	2021年4月比:1減
	就労継続支援	A型	5
		B型	18
	就労定着支援	2	
通所支援	自立訓練(生活訓練)	2	
	生活介護	14	2021年4月比:3増
宿泊支援	短期入所(ショートステイ)	5	
入居	グループホーム	29	2021年4月比:3増
入所	施設入所支援	1	

障害者総合支援法

## ■福祉サービス事業所の状況

・児童福祉法関連は、放課後等デイサービス、児童発達支援事業所がさらに増加し、営業合戦の様相を呈しています。子育てへの支援よりも福祉サービス利用の流れが強く出ている現状があります。

児童福祉法	通所支援	児童発達支援	11	2021年4月比:1増	
		放課後等デイサービス	18	2021年4月比:2増	
		保育所等訪問支援	2		
地域生活支援	入所	療養介護・医療型障害児入所施設	1		
		在宅支援	移動支援	18	
		通所支援	日中一時支援	3	2021年4月比:1増
地域活動支援センター	10		[内訳] I型・2事業所、II型・1事業所、III型・7事業所 2021年4月比:1減		

【参考】「障害のある方のための福祉の手引き」(鎌倉市福祉事務所 障害福祉課(令和4年(2022年)9月))

27

MEMO

28

## 2 相談支援体制について

- 鎌倉市基幹相談支援センターについて
- 相談支援体制について
- 計画相談支援の状況について



29

### 鎌倉市基幹相談支援センターについて

障害者総合支援法に基づいて平成28年度（2016年度）に鎌倉市が設置（運営委託事業）。平成28年（2016年）7月より事業開始。

基幹相談支援センターのウェブサイトはこちら



#### ■主な事業内容

##### (1)総合相談支援事業

- ・相談支援事業者との連携
- ・相談支援の連携
- ・計画相談支援の推進

##### (2)障害者支援協議会関連業務

- ・市と協働した協議会の企画運営、事務局業務

##### (3)その他

- ・市民等への啓発事業・地域の相談支援専門員の育成など



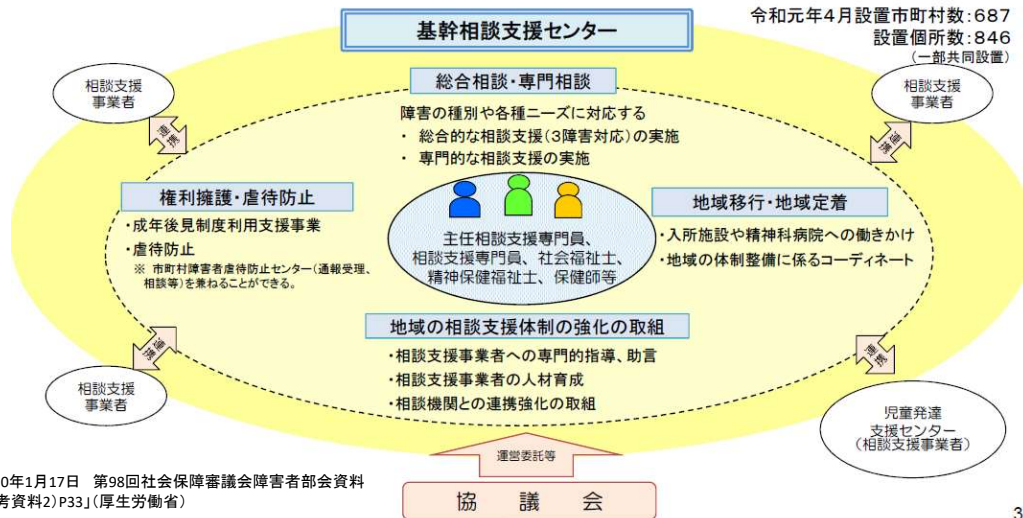
(写真)鎌倉市基幹相談支援センターの入っている鎌倉市福祉センター

30

## 基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。  
また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



【出典】「2020年1月17日 第98回社会保障審議会障害者部会資料(参考資料2)P33」(厚生労働省)

33

31

## 重層的な相談支援体制

### <第3層>

c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手⇒基幹相談支援センター、地域(自立支援)協議会

### <第2層>

b. 一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手⇒市町村相談支援事業

### <第1層>

a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援等
- サービス利用支援・継続サービス利用支援

主な担い手⇒指定特定相談支援事業

【出典】「第124回市町村職員を対象とするセミナー 行政説明「障害者福祉における相談支援の充実に向けた取組について」(厚生労働省)

53

32

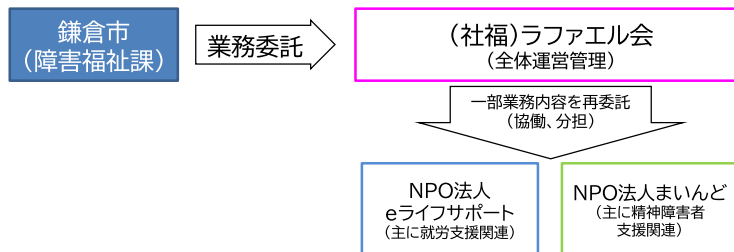


# 鎌倉市基幹相談支援センターについて ~開設から6年目~

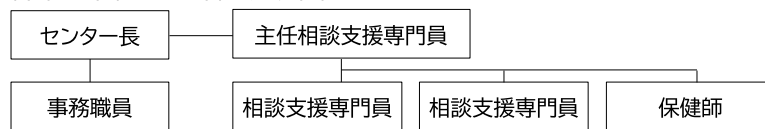
■受託者＝  
 (社福)ラファエル会  
 ◆再委託＝  
 ・NPO法人まいんど  
 ・NPO法人eライフサポート  
 (鎌倉市委託相談支援事業所)  
 ＊準備段階を含め、開設当初より3社で事業運営

■人員体制  
 (令和5年(2023年)4月現在)  
 ・センター長:1名  
 ・主任相談支援専門員:2名  
 ・相談支援専門員:4名  
 (いずれも常勤兼務)  
 ・保健師:1名  
 ＊このほか、鎌倉地域支援室から主任相談支援専門員1名が事業協力で参画

## ■業務組織体制



## ■人員体制(概念図) (令和5年(2023年)4月現在)



＊いずれも総合相談事業、協議会事業に従事

# 鎌倉市基幹相談支援センターパンフレット(抜粋)

鎌倉市  
基幹相談支援センター

〒249-0012 鎌倉市御成町 20-21  
 鎌倉市福祉センター内  
 電話：0467-39-6122  
 fax：0467-39-6132  
 E-mail:soudanshen-net@kama-kikan.com  
 URL：http://kama-kikan.com/

鎌倉市委託事業  
 社会福祉法人ラファエル会

鎌倉市基幹相談支援センター

① 総合的・専門的な相談支援

- 地域の相談支援事業者が抱える支援困難事例に対する助言、情報の収集、ネットワークの構築による支援を進め、バックアップ機能の役割を担います。
- 市と連携して相談支援事業所連絡会の企画運営を行い、相談支援員のスキルアップ、地域課題の抽出などを行います。
- 地域の相談支援体制強化の取り組みを行います。
- 地域の社会資源や制度等について情報提供します。

社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員などが対応します。

② 鎌倉市障害者支援協議会

- 市と協働して、企画・運営に取り組みます。
- 協議会の活動を通じ、課題の把握や地域連携の構築・強化・発展に努めます。
- 地域の関係機関(相談支援事業者・児童・高齢者保健・医療・教育・就労等)との連携強化を通して誰もが地域で共に支え合い豊かに暮らす地域づくりを目指します。

③ 広報・人材育成

- 市民等への啓発活動として講演会等を行います。
- 地域の相談支援専門員の育成、研修会、事例検討会の企画運営により相談支援事業者の人材育成をサポートします。

障害のある方が安心して暮らすための地域づくりを目指します。

## 相談支援体制について

### ■相談支援事業所数とその役割

- 基幹相談支援センター(1ヶ所)
  - ・支援機関からの相談に対応。支援機関の後方支援。
- 委託相談支援事業所(3ヶ所)
  - ・障害に関連する幅広い一般相談窓口。
- 指定特定相談支援事業所(16ヶ所)
  - ・障害福祉サービスを利用するための「サービス等利用計画」作成。事業所によって対応する障害や年齢(障害者、障害児)の違いがあるが、原則として一般的な相談にも対応。

相談支援事業所一覧(2022年9月現在版)はこちら



35

## 計画相談支援の状況について

### ■計画相談支援の状況について

#### ◆計画相談支援件数&セルフプラン件数

- ・障害者:計画作成数1,197件、うちセルフプラン数246件  
⇒計画相談導入率 79.4%
- ・障害児:計画作成数427件、うちセルフプラン数36件  
⇒計画相談導入率 91.6%

(令和5年(2023年)1月20日開催 令和4年度神奈川県障害者自立支援協議会 第2回基幹相談支援センター連絡会資料より)

\*セルフプラン:相談支援専門員の作成に依らず、自分で作成するサービス等利用計画のこと

36

## 計画相談支援の状況について

---

### ■計画相談支援の状況について

- ・鎌倉市では、平成26年度(2014年度)末までに原則として全てのサービス利用者に対し計画相談支援を導入することを目標に、指定事業者登録や相談支援専門員研修受講の促しを行ってきました。
- ・しかし、近年、サービス利用児者数の増加と相談支援専門員不足とが相俟って、計画相談導入率が低下しています。

37

## 3 障害者支援協議会(自立支援協議会)の状況

- 鎌倉市障害者支援協議会(自立支援協議会)について
- 障害者支援協議会における提言のまとめ(平成29年度(2017年度))
- 障害者支援協議会活動を通じて取り組んでいること

38

## 鎌倉市障害者支援協議会(自立支援協議会)について

---

### ○設置時期

法制化以前の平成19年度(2007年度)

### ○設置目的

「障害者の地域での生活を支援するため、課題を把握し、その解消に向けて施策への反映等、課題解決のための支援体制整備に関する事項を協議する」こと

### ○これまでの取組

個別の相談支援(個別事例)などを通じて把握された課題から、地域で検討、対応が必要な課題を協議し、これまでに鎌倉市に対して協議内容を踏まえた提言も行っています。(平成29年度)

39

## 鎌倉市障害者支援協議会(自立支援協議会)について

---

⇒ しかし、年数を経るごとに課題が・・・

- ・協議会のマンネリ化
  - ・協議会委員間での熱量の違い(発言の多い委員、少ない委員の二極化)
  - ・事務局職員(市役所担当職員)の異動による連続性の希薄化
- など

40

## 鎌倉市障害者支援協議会(自立支援協議会)について

⇒ 平成30年度(2018年度)、協議会再編

### ア 協議会の改革(改変)

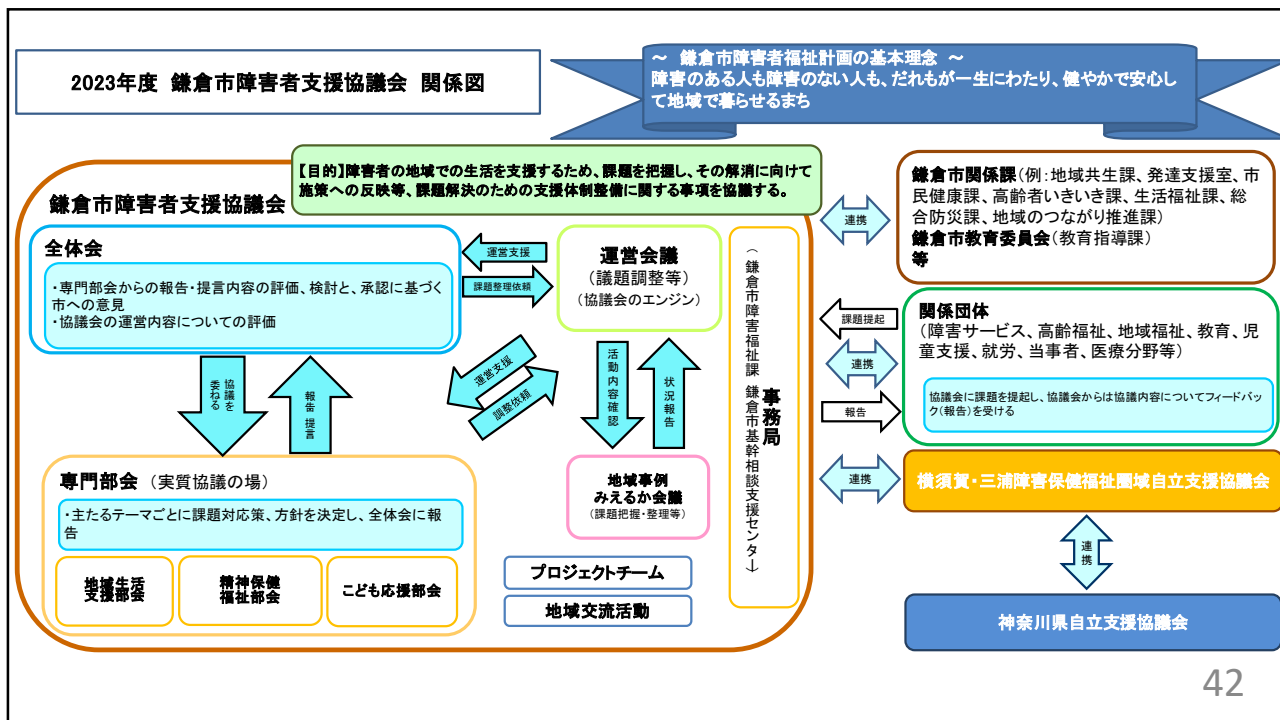
- ・協議会設置要綱の改正(「鎌倉市障害者支援協議会」へ名称を変更)
- ・委員構成の見直し
- ・新たな専門部会の設置



### イ 協議会運営のための「手引き」作成

⇒ より良い協議会を目指し、令和4年度(2022年度)、構成を再見直し

41



## 鎌倉市障害者支援協議会(自立支援協議会)について

### ■鎌倉市障害者支援協議会での取り組み事例

- 障害理解、周知啓発活動
  - ・「地域生活支援部会つながり隊」によるパレード参加
  - ・「かながわパラスポーツビーチフェスタ2019」への出席
- ガイドブック等の作成
  - ・「仕事応援ガイドブック」の作成
  - ・「精神保健福祉情報ガイド☆かまくら」の作成



(写真)上:大船まつりパレード参加者集合写真

下:パラスポーツビーチフェスタでの黒岩知事(中央)



43

## 障害者支援協議会における提言のまとめ(平成29年度(2017年度))

### ■提言の内容

1. 権利擁護の充実
  - ①市虐待防止センターの機能・役割の充実
  - ②障害への理解等の促進(障害を持つ方の地域で生活する上での困り感への理解等)
2. 相談支援の充実
  - ①地域移行・地域定着支援のため自立生活援助事業等の創設・実施
  - ②基幹相談支援センターの本格実施に向けた機能・体制等の強化
  - ③計画相談支援事業の充実に向けた環境の改善
3. 地域生活支援の充実
  - (1)地域生活支援拠点整備の推進
    - ①緊急時の短期入所、夜間休日の相談支援体制、コーディネーターの配置など地域生活支援拠点整備の推進
  - (2)短期入所の充実
    - ①専門性の高いケアを必要とする方に対応できる短期入所施設の整備
    - ②緊急時の短期入所施設等の確保

「提言」本文データはこちら



44

## 障害者支援協議会における提言のまとめ(平成29年度(2017年度))

- (3)グループホームの充実
  - ①既存グループホームでは受け入れが困難な方の施設の設置
- (4)居宅支援の充実
  - ①移動支援事業のガイドラインの見直し
  - ②移動支援事業の報酬単価の見直し等
  - ③成人期の夕方(15時以降)の支援に係る環境の充実
- (5)その他
  - ①「鎌倉市避難マップ」の活用の促進
- 4. こども支援の充実
  - ①「診断・医療行為を伴う発達支援センター」の創設
  - ②医療的ケアのある放課後等デイサービスの整備
  - ③「サポートファイルかまくら」の活用による連携の推進
  - ④障害児の学童保育受け入れ環境の改善
  - ⑤乳幼児期からの「相談・支援の流れ」を示す資料の作成・提示
- 5. 就労支援の充実
  - ①就労支援センターの整備

45

## 障害者支援協議会活動を通じて取り組んでいること

### ■今、障害者支援協議会活動を通じて取り組んでいること

- (1)多機関連携(「つなぐ・つながれる」)を促進するためのツールづくり
- (2)鎌倉市障害者基本計画および鎌倉市障害福祉サービス計画改訂に向けた鎌倉市障害者福祉計画推進委員会との意見交換
- (3)「地域生活支援拠点の整備」についての検討
- (4)「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」についての検討
- (5)「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制」作りについての検討

46

# 障害者支援協議会活動を通じて取り組んでいること

## 『『包括的な相談支援』をキーワードからみえるかする表』の作成

・会議の事務局は基幹相談支援センターが担っており、市内委託事業所3社(基幹を担う3法人)、障害福祉課補佐・係長・企画担当者がメンバーとなっており2~3カ月に1回開催。

・回によって、地域包括支援センターや地域共生課、社協等のゲストとの協議も実施。

・障害者支援協議会に紐付けて、主に事例を通して地域課題を協議会に挙げていくことや、包括的支援体制整備に向けた取り組みを実施。

⇒⇒の表は、包括的な相談体制を「みえるか」する作業として委託相談支援事業所が作成したものの、2020年度の取り組みの中で、全体としてまとめた表を作成した。

鎌倉市障害者支援協議会  
第5回地域事例みえるか会議

『包括的な相談支援』をキーワードからみえるかする表

鎌倉市基幹相談支援センター	ふだん大切にしているポイントがけていること	課題と懸念していること うまくいっていないこと	その要因	解決策 ○○ももう少しして欲しかったら もし○○があったらなど
キーワード	・ニーズの把握(主訴の聞き取りを丁寧に行う) ・新たな相談、受け付けた案件に対しては必ず解決に向けた調整や機関の紹介等を行っている ・制度や社会資源等の情報提供は本場で終わることもあるが、それ以外には基幹の専任スタッフと連携調整する ・基幹相談支援センターへの相談の共有化(総合相談)により具体的な方向性の検討と調整に努めている	・アセスメントの課題 ・相談先からの主訴の聞き取り ・障害という切り口には見えない案件に対して支援出来る機関 ・緊急性の判断 ・情報の提供と確定的なアドバイス ・ケースの動向の把握が難しい。	・当事者の意思の確認が出来ないことや個人情報保護等により本来のニーズが不透明 ・複合的で多職種・分野横断的な情報が必要 ・障害という枠組みに入らない(引きこもり・不透明な問題等) ・問題、課題の捉え方に違いがある。	相談案件に対して ・課題やニーズについて正確な情報を基盤に内容内(特に障害関連)の情報収集が可能であれば ・障害という枠組みに入らない案件が多くなっている
1 ワンストップ相談	・ニーズの把握について基幹職員の相談と連携や回線することを確認している ・ケースを紹介する場合は、事前に先方への打診や連絡調整した上で連絡を提出している	・紹介する相談支援事業所不足 ・課題や(真の)ニーズの把握 ・当事者を支援していない機関からの相談が多数を占めるため当事者のニーズが不確実の場合がある ・つなぐつなぐられる情報正確さと迅速さの重要性	・相談支援事業所の運営等の困難さにより減少傾向にある ・805020問題、こもり人、分野間での相談案件で直接支援していないのニーズの聞き取り不足 ・聞き取り不足は行政機関の各機関にあり	相談支援事業所委託相談支援事業所を増やす努力 ・民生児童委員等関係 ・関係者のみではなく、市民や地域のネットワーク構築 ・共生課の方向性と障害福祉課の方向性の目指しているところを共有
2 つなぐつなぐられる(他の窓口・機関へ紹介する、他の窓口・機関から紹介される)	・事例の基幹として、高齢や医療・行政等々との事例検討会の開催 ・研修会やイベント参加等において連携を図る ・障害者自立支援協議会、行政とビジョンについての話し合いの場を持つ	・繋がっていない関係者や機関との連携 ・医療機関、教育機関、成年後見機関、民生委員、地域支援 ・研修会やイベント参加等において連携を図る ・「障害」という枠組みに入らなくどうか? 不透明な案件(ＤＳこもり、暴力、アルコール等) ・ケース対応のデーター蓄積と活用	・規制前制度に入らない複雑化した案件の増大 ・805020問題、こもり人、分野間ない立場等の課題 ・一宮で複雑多岐な課題を抱えている ・インシアプなどをどこでとるか?が明確にできていない	・分野横断的なネットワーク化の見えかみ ・高齢・障害・成年後見機関等との連携会の開催 ・市民ネットワークミーティング ・連携の拡大開催(児童・高齢・障害等)
3 分野横断的な支援(相談体制)				

4/7

# 障害者支援協議会活動を通じて取り組んでいること

## 【地域事例みえるか会議 鎌倉市の『包括的相談支援体制』がうまくいくヒントを見える化する取組】の作成

・鎌倉における包括的な相談支援体制をどう整えていくか、数回に渡り協議した時の資料を事務局で作成したもの

・これを元に、テーマの抽出やブラッシュアップ等を行ってきている

令和2年度(2020年度)鎌倉市障害者支援協議会第2回全体会議資料  
【地域事例みえるか会議 鎌倉市の『包括的相談支援体制』がうまくいくヒントを見える化する取組】

みえるか会議で「地域事例を元に多分野横断的に見える化して改善したい」

2. 鎌倉市で包括的相談支援がうまくいくための取組のヒント

資料4-1

1. 協議の経緯 (第4回~第7回)

(1) 地域事例をもとに、鎌倉市における包括的相談支援体制のあり方について協議 (第4回~第7回)

(2) 国の動向や鎌倉市の取組の方向性を確認 (第5回~第6回)

(3) 多分野の相談支援機関で集まり、さらなるディスカッション (第7回)

【高年齢者窓口】 地域包括支援センター  
【生活困窮者窓口】 生活困窮者自立相談支援事業所  
【地域包括窓口】 鎌倉市社会福祉協議会

①相談窓口すべてが、一定の聞き取り・見立ての力を発揮する  
②つなぐつなぐられる  
③分野横断的支援  
④相談窓口が困ったときに「相談」できる環境・体制をつくる

48



## 参考資料等

- 「数字と資料で見る鎌倉市における精神障害を取り巻く状況について」(2022年6月10日 鎌倉市民児協第7地区研修会資料)
- 第6期鎌倉市障害福祉サービス計画(令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度))
- 令和4年度(2022年度)鎌倉市障害者福祉計画推進状況報告書
- 鎌倉市基幹相談支援センター統計資料
- 鎌倉市相談支援事業所一覧

その他、個別に出典を明示している資料については標記のとおり。

